

平成27年塩尻市議会6月定例会

総務生活委員会会議録

○日時 平成27年6月18日(木) 午前10時00分

○場所 全員協議会室

○審査事項

議案第6号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、9款消防費
第2条地方債補正

請願6月第2号 平和安全法制の整備に反対する請願

陳情6月第1号 戦後70年首相談話に関する陳情

陳情6月第3号 「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情

陳情6月第4号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採
択を求める陳情

○出席委員・議員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中原	巳年男	君
委員	柴田	博	君	委員	永田	公由	君
議長	金田	興一	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

請願説明者	憲法九条を守る塩尻の会代表	野沢	貞人	君
陳情説明者		福澤	正人	君
陳情説明者	連合長野 松本広域協議会事務局長	木下	信幸	君

○議会事務局職員

事務局長	百瀬	恵一	君	事務局次長	青木	隆之	君
------	----	----	---	-------	----	----	---

午前9時58分 開会

○**委員長** 皆様、おはようございます。ちょっと定刻より早いんですけども委員会を始めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまから6月定例会の総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願ひをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。本会議の後、引き続き総務生活委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。御提案申し上げてあります案件につきまして御審査をいただきまして、原案どおりお認めをいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしくお願ひをいたします。何か小ぢんまりしたような感じですが、あれなんで、もうちょっとこう、こっちにはならないのか。狭かないかい。

よろしくどうぞ、お願ひいたします。

○**委員長** 今、すばらしい提案をいただきましたが、あれですね。特にこれでよろしいですね。

〔「いいです」の声あり〕

○**委員長** いいですね。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。本日の日程につきまして、副委員長のほうから説明をさせていただきます。

○**副委員長** それでは、本日の日程について申し上げます。本日は、午前中に議案審査を行いまして、午後1時から請願、陳情の審査を行います。その後、アイネット塩尻・朝日最終処分場跡地ソーラー発電所と塩尻・朝日最終処分場を視察する予定となっております。請願審査終了後、1時45分ごろを予定しておりますけれども、正面玄関に御集合をいただきたいと思ひます。

なお、懇親会につきましては、午後5時45分からゆたかにおいて行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、きょうは、しっかり説明していただいて結構でございます、ちょっと時間あります、質問、答弁を心がけていただきますように御協力をお願いしたいと思ひます。発言に際しましては、必ずマイクを通していただきますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。特にスイッチの確認をしていただき、発言をお願いしたいと思ひます。また、委員の皆さんは、できるだけマイクに近づいて発言をお願いしたいと思ひます。説明者の皆様、答弁者はワイヤレスマイクを回しますので、マイクのスイッチを確認の上発言をお願いしたいと、こういうことでございます。議事進行の御協力をいただきたいと思ひます。

議案第6号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳入全般、歳出2款総務費、9款消防費、第2条地方債補正

○**委員長** それでは、議案第6号平成27年度塩尻市一般会計補正予算を議題といたします。説明を求めます。

○**情報企画係長** 本日課長が出張のため、かわって説明をいたします。議案第6号、13、14ページをお開きいただきますようお願いいたします。2款1項7目情報開発費、説明の白丸1つ目、住民情報等電算システム管理事業、システム保守委託料につきましては、国のマイナンバーに関する国の補助金の算定の基準が見直しにな

りまして、それに伴う変更によりまして住民基本台帳システム、それから地方税システム、団体内統合宛名システムの3つのシステムを改修委託をするための補正を計上させていただいております。

続きまして2つ目の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業、支障移転等工事ですが、これは贛川の中村漆器店の付近にあります中部電力の電柱を、地権者の希望によりまして移設することに伴いまして、塩尻市の光ケーブルの移設に係る工事の支障移転分の補正を組ませていただいたものです。以上です。

○**地域振興課長** それでは、続きまして8目地域づくり振興費をお願いいたします。説明欄最初の白丸、コミュニティ活動支援事業1、430万円の増額をお願いしたいものでございます。その内訳でございますけれども、中点、ふれあいのまちづくり事業補助金80万円でございます。これは奈良井区で計画をしております権兵衛街道の萱ヶ平番所跡の記念碑の建立事業をふれあいのまちづくり事業の地域づくり活動を促進する個性豊かな事業と認め、補助金を交付したいものでございます。次の中点、コミュニティ助成事業補助金でございますが、この1、350万円につきましては、宝くじの収益金を活用いたしました助成事業でございます。本年度は6件採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。内訳を申し上げますと、まず一般コミュニティ助成事業につきましては、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関するものでございまして、3件採択となりました。大門三番町区、堀ノ内区及び贛川区でございまして、それぞれ公民館の備品等を整備する事業で、それぞれ250万円でございます。次に自主防災組織育成に対します事業といたしまして、地域防災組織育成助成事業も3件、同じく採択されております。本山区、堅石区及び高出3区が該当しておりまして、それぞれ利用されております公民館の敷地内に防災倉庫を建設いたしまして、防災の機材ですとか、資材を整備するもので、補助金額はそれぞれ200万円でございます。なお、市から支出いたします、この1、350万円の補助金につきましては、全額宝くじの収益金から補填されることとなっております。同額を歳入のほうに予算計上しているものでございます。コミュニティ活動支援事業につきましては、以上でございます。

○**消防防災課長** 続きまして、15、16ページをお願いいたします。9款消防費1項2目の非常備消防費、16ページの説明欄、下から2つ目の白丸になりますが、消防団諸経費の消耗品費27万2,000円につきましては、本年4月に発生しました市内消火栓用管銃の盗難事案によりまして、被害にあった器具箱に管銃を緊急に補充するため、予備のものを含めて40本購入したことに伴うものであります。以上でございます。

○**財政課長** それでは、歳入について説明をさせていただきますので、9、10ページをお願いいたします。まず14款1項国庫負担金、説明欄の黒ボツ、低所得者介護保険料軽減負担金でございます。これは同じ科目が下から2段目にもございます。県支出金にも計上してあるものでございます。これは低所得者の保険料軽減によりまして特別会計の減収を補填するために、通常の公費負担とは別枠で一般会計から539万円を繰り出しをいたします。その負担割合が、国が2分の1の269万5,000円、下のほうの県が4分の1でございます。134万7,000円を負担するということとされておりますので、それぞれ一般会計で受け入れるというものでございます。

次の国庫補助金の中の1目、2目、3目、それぞれ説明欄の中に社会保障・税番号制度システム整備補助金、3つございます。これは情報システムのプログラム改修に対します国からの補助金でございまして、1目の総務費950万円、これにつきましては、先ほど歳出の総務費の説明のあったとおりでございますし、2目民生費の147万円余でございます。これは生活保護のシステムでございます。それから、3目衛生費の関係、137万

円。これは総合健康管理のシステムでございまして、それぞれプログラムの改修に対する補助金を計上するものでございます。それから前後しますけれども、ちょうど中段くらいになります説明欄の中段、生活保護適正化等事業補助金16万2,000円でございます。これは生活保護にかかわります住宅扶助。それから冬季加算の支給基準の見直しがされます。それに伴いまして、こちらもプログラムの改修が必要になりますので、その経費に対します国の2分の1の補助金を計上するものでございます。

それから15款県支出金の一番下でございます。外国人旅行者受入環境整備事業補助金でございます。これは、急増いたします外国人旅行者に対応するために県が進めております事業でございまして、宿泊施設等が無線LAN環境を整備する。その場合に経費の一部を市が補助をいたします。その全額をですね、県から補助金が交付されるというものでございまして、限度額が30万円、5件分150万円を歳出と同額を計上するというものでございます。

それからおめくりをいただきまして、11、12ページをお願いいたします。18款繰入金、1つ目の財政調整基金繰入金につきましては、この補正予算にかかわります一般財源の不足分を繰り入れるというものでございますし、次の知恵の交流基金繰入金の100万円につきましては、市内の企業から3月に寄附金を御寄附をいただきました。それを基金に積み立てをしてございます。寄附者の御意向に沿いまして、今回巡回図書を購入いたしますことといたしましたので、その財源といたしまして繰り入れをさせていただくというものでございます。

それから20款諸収入のコミュニティ事業助成金につきましては、先ほど歳出の地域づくり振興費で説明がありました宝くじの収益金による助成金でございます。

それから21款市債の公共事業等債につきましては、市道堅石高出線、その支障物件移転補償費の増額に伴います充当率90%の起債を活用するというものでございます。

最後になりますけれども、4、5ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。これはただいま申し上げました公共事業等債2,070万円を増額いたしましたので、地方債の変更を行うというものでございます。以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ただいま説明をいただきましたが、それでは、質疑を行いたいと思います。委員の皆様の方から質問はありませんか。

○柴田博委員 13、14ページの一番上のところですが、マイナンバーに関するシステム改修の関係ですけれども、予算1,000万円に対して国から950万円ということですが、これはこういう割合でしか出ないということなんでしょうか。

○財政課長 歳入の関係でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。国庫補助金の関係につきましては、総務費のところ、1,000万円のところ950万円ということで50万円一致しておりません。これは、先ほど歳出で説明ありましたとおり、住民基本台帳のシステム、それから統合宛名のシステム、それから税務の関係のシステムがございまして、基本的に国が全て責任を持って負担をするのが、住民基本台帳の関係と統合宛名システムの関係、これは全額10分の10を国が負担をいたします。ところが税務の関係につきましては、その自治体の庁内業務の担当する業務がありますので、その相当分については3分の2ということにされております。税務のシステム改修は150万円を経費予定しておりますので、その3分の2、100万円は国庫補助金として出ると。残りの50万円はですね、一旦は一般財源で支出をし、これについては交付税で措置をされると、

そういうことになっておりますので、その差額が50万円ということでございます。

○柴田博委員 わかりましたが、ほかにも社会保障の関係とか、いろいろありますが、トータルして大体国はどれぐらい出すことになるわけですか。

○財政課長 今回のシステム改修の予算計上もございますし、当初予算もございます。基本的には、国が全額見るのはですね、住民基本台帳と統合宛名システムの関係でございます。あとは、庁内業務もあるということで、先ほど言いましたとおり3分の2が直接の国庫補助ということになります。ただ、その残りの3分の1につきましては、交付税措置がされるということになっておりますので、基本的には全額国が面倒をみるということになっております。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 生活保護のシステム改修ですね、委託料が334万8,000円計上されていますが、これは、具体的にどのような部分に変更して。生活保護、民生費、ごめん、ごめん。いいです、委員会違うので。済みません。

○委員長 ほかに。

○永田公由委員 情報プラザの関係の支障移転工事ですけど、当初予算で100万円計上されてるんですが、これとは別ということでもいいわけだね。

○情報企画係長 支障移転の工事につきましては、年度の途中で何度も幾つもの、急に連絡が来たりとかするものがありますので、当初予算では一応概算で100万円盛らせていただいています。当初の段階で、この贅川につきましては予定されておりませんでして、6月末から7月中にというような形の中で、建柱の日程もまだ決まっていなくて連絡が来ましたので、当初予算では賄いきれないものですから、今回補正予算に全額を計上させていただきます。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 コミュニティ活動事業支援金という形の中で、コミュニティの助成補助が宝くじから入ったんですが、これは今、宝くじの関係では申請すればコンスタントに大体補助金がついてくるっていうか、何年に1回か、どんな状況でこれについては交付されたか。

○地域振興課長 この宝くじの関係につきましては、以前はですね、申請すればほとんど通るという状況でございました。ただ10分の10全て出るという状況の中でですね、人気も高まって来てることもありまして、県のほうからもですね、良識の範囲の中で申請をするようにということでは言われてきております。この近年の採択状況を申し上げますと、23年度におきましては4件でございます。それから24年度が3件、25年度が7件で、26年度が4件ということでございますが、ここまでは申請したもの全てが通っている状況でございます。昨年度と言いますか、昨年申請をして今年度採択になってきた部分でございますが、につきましては、一般の部分ですね、一般コミュニティにつきましては、3件申請をいたしまして3件全部通ったという状況でございます、それから防災のほうでございますが、地域防災組織育成助成事業、防災倉庫をつくるというほうですが、こちらにつきましては7件申請をいたしまして、そのうちの3件が通ったという状況でございます。以上です。

○永井泰仁委員 しっかりと申請されて活用してるっていうことはいいわけですが、できれば防災の関係はね、

もうちょっと区等へも確認をしていただいて、これからまだまだ防災に備えなければならないということが来るものですから、しっかりこういう制度もですね、活用するように取り組んでほしいということで、これは要望で結構ですけども、お願いします。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 ふれあいのまちづくりの事業補助金で、奈良井区の記念碑が対象になったということですけど、これはあれですか、いわゆる去年からもう申請が出されてて、保留してて、今回対象になったから補正を組んだと、こういうことの意味でいいわけですか。

○地域振興課長 委員さん、御指摘のとおりでございます、ちょっとこの概要を申し上げますとですね、萱ヶ平番所と申しますのは、木曾谷と伊那谷を結びます権兵衛街道でございますが、その文化、歴史的な資産ということでございまして、国道361号の権兵衛トンネル、木曾川の入り口に向かいまして右側にございます平坦な部分、そちらが該当になります。平成10年の権兵衛トンネルの工事に伴いまして、それが除却と言いますか、邪魔になるということですね、壊すと言いますか、当該建造物を解体撤去した施設でございまして、そもそも番所と言いますのは関所と似てはるんですけども、関所というものが幕府が設置するもので、番所というものが諸藩が設置するものという違いがございまして、萱ヶ平番所につきましては幕府が設置したものなんですけれども、いわゆる五街道、東海道ですとか、中山道ですとかっていう、そういう五街道以外であったために番所ということで一段落した名称となっていたというような施設でございます。この案件につきましては、当時の交通の要衝であったということの後世に残すという意味でですね、市といたしましても、何らかの形で残していきたいということは考えておりましたけれども、当該土地の管理は奈良井区で行っていたんですが、まだ個人の名義になっているということ。それから、その所有者がですね、移築復元を望んでいたというようなこともございまして、当時、先ほど言いましたように壊しちゃったわけではなくて解体してですね、部材は一応保存はしてあるんですが、保存状況があまりよくなくてですね、実際にこれを復元しようとした場合には、部材のねじれですとか、それから一部腐敗もしてたりする部分もございまして。それから復元にかかります膨大な、3,000万円以上というようなことで見積もりもあってですね、そんなことを考えますと、ちょっと復元するということは現実的でないというところで、そこを区のほうでですね、その所有者の方と話をさせていただくという状況の中で、記念碑を立てていただいてですね、それで変えさせていただきたいということで了解がとれたということでございまして、昨年ほぼ決定をしていた部分でございましたけれども、区が事業主体となるということ、それから地権者のそういう合意がとれたという中で、ここで補正をさせていただくというものでございます。以上です。

○永田公由委員 今まで、そういった記念碑みたいなものに対しての、ふれまちな事業補助金というものは、出してる例っていうのはあるわけですか。

○地域振興課長 ちょっと過去の全てのものを持って来ていないんですけども多くはですね、このふれあいのまちづくり事業の補助金のメニューと言いますものが、この地域づくり事業と、それから記念誌等を発行する事業、それから自分たちで資材等を持ち込んで整備をするという、ずくだし事業という3つ事業がございまして、そのうちの事業の1つでございまして、昨年度と言いますか今まで、昨年の決定をした事業の中ではですね、多くのものはトイレの整備ですとか、中山道の宿場の歴史巡りの事業ということで、学習会とか講演会を行ったとかというようなものですか、森林整備事業ですとか、遊歩道の整備とかっていうようなものに使われていると

ということなのですが、今回のものについては、その他市長が認めるという部分のですね、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地域づくり活動を促進する個性豊かな事業ということで、お認めしております。済みません、先ほどの件ですが、柿沢で平成5年に由来書の石碑の建立ということで、首塚冢の由来の碑の建立をしていることがございます。以上です。

○永田公由委員 それで、これ、全体の事業費が幾らで、どういった形の記念碑をつくるのか、当然そういったものは出されていると思うけども、もしあれだったら教えてください。

○地域振興課長 ちょっと私のほうで先にお答えをして、足りなければ係長のほうからお答えいたしますが、今現在は今回の80万円が入りまして、全体では地域づくり事業といたしましては、301万8,000円という事業費になります。ずくだし事業というのが、そのほかに36万4,000円ございまして、合わせますと338万2,000円の予算となっております。今回の建立の事業につきましては、トータルで142万6,800円という見積もりが出てきております。内訳を申し上げますと、石碑本体といたしまして68万7,000円弱。それから字を彫ったりする彫刻代15万円、基礎コンクリート代20万円というようなことで、あと据えつけの代金ですとか、それから同じところには旧バス停というものがございまして、そのバス停の撤去等も含めまして、トータル142万6,800円というふうに来ております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 この外国人旅行者受入環境整備事業ですが、無線LAN等の整備ということの中で今回5件分ということでしたが、この5件はどこどこか。それから、ちょうど5件分が県の方でついたから5件にしたのか、まだそのほかに希望するところがたくさん出ていたのか、その辺の事情について説明してください。

○財政課長 今回とりあえずアンケートをとったところですね、実施をしたいというところが5件ございます。ならい荘ほか、全部で5件ということでございますけれども、内訳はですね、ならい荘、それからあさひ館、それからゑちごやさん、伊勢屋さん、それからラフォーレということでございます。今回は、この5件について県に出しましたところ、おおむねつきそうだといいことでございますし、なお、ほかにもですね、ちょっとやりたいというような意向があって、まだ公式には出てないところもございます。それにつきましては、8月ごろ追加の要望があるという予定でございますので、今後も県としてもこれは進めていきたい、そういう意向を持っておりますので追加要望がありましたら、また8月に県のほうと調整をしたいということでございます。

○永井泰仁委員 せっかくしっかりですね、これからの外国人旅行者がふえるということの中でね、ある程度、せっかくの制度ですから活用しない手はないと思うし、またアンケートだけじゃなくしてですね、また積極的にこういう制度も出るんで導入したらどうかという、そのPR方法はどんなふうになら考えていますか。

○財政課長 外国人旅行者に対応するということが民間のほうもですね、こちらについては、協力していただくという姿勢のようでございます。ブランド観光商工課のほうでですね、各宿泊事業者のほうにPRをしているということでございますので、引き続きそれをやっていくということになろうかと思えます。

○委員長 いいですか。ほかにはどうでしょうか。

○中原巳年男委員 先ほどの3区の防災倉庫の件ですが、防災倉庫の中身はどんなものでしょう。

○地域振興課長 防災倉庫の中身につきましては、毛布、それからブルーシート、発電機、もともとの倉庫ですね。倉庫と、それから毛布、それからブルーシート、テントというようなもので、これにつきましては、全て、

ほぼ100%出るものですから、全てにですね記名をするというようなことで、後で写真を撮って全て報告をするというような事業となっております。以上です。

○**中原巳年男委員** 以前ほかのところの防災倉庫に毛布を何とか配布できないかというお願いをしたんですが、維持管理の問題があってできないというお答えをいただいているんですが、その辺については。例えば湿気を持ってしまって、いざというときに使えないとか、その辺の管理については、区のほうでやるのか、市のほうでやるのか。

○**地域振興課長** 最初に買うときはですね、真空パックで来るものですから、それに対してですね、今ちょっと県のほうにもそのところを確認をしているんですが、1つの区から毛布を買ったはいいいんだけども、それ全てに名前を書こうとするとですね、真空を切ってしまうもんですから広がってしまってですね、今、委員さんのおっしゃるようになりますね、保存ができなくなってしまうんじゃないかということで、当面はですね、当面と言いますか、最初買ったときの状況としてはシートの上からですね、シートと言いますか、真空パックにしてあるビニールの上から区名を書いていただいて、写真を撮ってもらっていただければいいということなもんですから、最初の購入の際は、それでいいんですけども、今、委員さんのおっしゃるようになりますね、それを1回使った後ですね、をどうするのかという部分につきましては、今のところは区の対応をしていただくということになってしまうかと思えます。ですから、必ず毛布を買ってくれということではないんですけども、毛布を買った場合には、そういう後の負担がついてくるということは御理解をいただいて、購入していただくということになるかと思えます。

○**中原巳年男委員** やっぱり毛布については、そういう説明をしていただきたいのと、ほかのところではチェーンソーだとか、何かそんなようないろんな器具も入っているんですが、照明灯だとか、そういうようなものは大体入っているわけですか。

○**地域振興課長** 先ほど言いましたように1区200万円という上限があるもんですから、その中でですね、必要なものを選択していただくということになるかと思えます。大門地区であまり周辺にですね、木がないところでチェーンソーは必要ないですしというようなことで。照明灯につきましても発電機とセットでですね、それがなければ意味がないということで、セットで買われることもあろうかと思えますし、そこら辺のところは、区での選択でできるかということで思うんですが。

○**委員長** よろしいですか。ほかにはどうでしょうか。

○**議長** 今の関連で、コミュニティ助成事業の補助金の関連で防災倉庫ですが、7件申請して3件が認められて4件が外れたということですが、先ほどの説明の中で宝くじ助成に対して、常識的な申請というような表現があったかと思うんですが、認可と外れた境はどういうことなんですか。

○**地域振興課長** こちら、市のほうでは一応全部上げてはいるんですけども、県等のほうの決定をする機関のほうのですね、優先順位というのがございまして、その基準というのが一応示されております。1番といたしまして、過去に助成事業を受けていないコミュニティ組織を優先するというのが、まず1番にございます。2番といたしまして、事業による受益者の多い事業を優先する。それから3番目といたしまして、事業の効果が大きいものを優先する。4番といたしまして、その他で配慮が必要な事項を考慮すると。ここら辺のところにつきましては、例えば震災等でですね、すぐに必要だというような場合等がここに含まれるのかと思えますけれども、

今、塩尻市の場合には、一般コミュニティの部分と、それからこの防災倉庫の地域防災組織育成助成事業というものについて申請を上げているわけですが、実はこの事業につきましては、全部で8つくらいのメニューがございまして、その全ての中での予算の範囲内で決定をされてくるという中なものですから、先ほど過去の実績もお示しをさせていただきましたけれども、そこから見ますと件数的には決して急に減っているとかっていうことではなくてですね、むしろ高いときのほうにあってきて採択をされてきているような気はしております。以上です。

○議長 優先順位をつけるっていうのは、市が申請する段階でつけているという理解でよろしいわけですか。

○地域振興課長 市といたしましては、一応今言いましたようにですね、過去に実績、受けてる、受けてないというところですね。あとの2番のあたりの対象人数が多い少ないってあたりですかね。そこら辺のところまではわかりますけれども、それ以外の部分については同じになってしまうものですから、例えば全部どこも受けていないとすればですね、全て同じ1番を振って出すというようなことで、あとは県の担当のところの判断に任せているというような状況でございます。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なしの声でございますので、それでは、これより自由討論を行いたいと思います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第6号平成27年度塩尻市一般会計補正予算につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号平成27年度塩尻市一般会計補正予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は終りでございます。午後1時から請願、陳情の審査がございますので、それまでは休憩といたしたいと思います。

午前10時35分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長 それでは、午前中に引き続きまして委員会を再開いたします。

請願6月第2号 平和安全法制の整備に反対する請願

○委員長 それでは、請願6月第2号平和安全法制の整備に反対する請願について、審査をしたいと思います。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、請願者から補足説明をしていただきたいと思います。申しわけございませんが、説明者に

おかれましては簡潔な説明をお願いしたいと思います。

それでは、憲法九条を守る塩尻の会代表の野沢真人さんの説明をお願いいたします。

○請願説明者 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。それでは、補足説明をさせていただきます。今国会に提出されている平和安全法制は、私たちに、そしてこれから生まれてくる小さな人たちに多大な影響を与えます。委員の皆様は、この法案について周りの支援者、市民と話をしたでしょうか。その人たちの意見を聞かれたでしょうか。委員の皆さんの個人の意見も尊重されるのは当然です。しかし、この問題は多くの人の意見を踏まえて判断されなければならないものだと思います。昨年7月、安倍内閣が集団的自衛権容認を閣議決定したときも撤回を求める、済みません、これ陳情を請願に直してください、をしました。残念ながら採択はされませんでした。そして今、その解釈が現実の法律になろうとしています。それもこの法律は憲法違反であると、憲法学者を初めとする学者、弁護士を初めとする法律実務家などなどが批判をしています。要は、歯どめがきかないのです。今、それに歯どめをかけるためにも黙っているわけにはいかないのです。将来振り返ってみて、今の、あるいはまだ生まれていない小さな人たちから、この時点での私たちの行動が問われていると考えてほしいのです。委員の皆さんは私の先輩ではありますが、戦後生まれです。戦争を知らない世代と言われます。しかし、父母、祖父母から戦争の話を直接聞いているし、さまざまな記録によって全く知らないというわけではありません。もとより実際に体験された方々とは比べるべくもありません。しかし、私たちは過去から、歴史から学ぼうとして学んできたはずで、それは、戦争そのものの悲惨さ、無残さもありますが、民主的なルールにのっとった政治が行われなければ、一部人たちの独裁的な決定により国民全員が戦争に巻き込まれるということです。その事実の反省の上に現憲法が定められました。新たな法律が本当に必要ならばつくるしかありません。憲法の改正手続にのっとり、国民の承認を得てつくればいいのです。公務員の特別職である議員の皆さんは、私たちより一層憲法について敏感であることを求められています。法律上も現実上もです。憲法九十九条で公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふとなっています。単に尊重するだけでなく、擁護しなければならない義務があります。そのような意識を持って憲法の条文にのっとり判断していただきたい。そして、その判断について、皆さん自身の言葉で塩尻市民に納得できるように説明していただきたい。昨年請願では、安全保障のような問題は、1 地方議会の判断することではないというような意見も出ていました。地域主権を主張しているのに随分矛盾しているなあと感じたものです。しかし、あらゆる法律は日本国民全員に適用されますし、当然塩尻市民が例外になることはありません。ましてや憲法は今の私たちの生活にかかわるもので、今の小さな人、将来の小さな人たちにもかかわるものです。そのために憲法第十六条に請願権が明記されているのです。難しい問題であることを理由に思考停止をして、この請願する権利を奪わないでください。最後に賢者は歴史に学ぶという言葉があります。どうか、この委員会で深く御議論いただいて、英知ある御判断をくださるようお願いいたします。貴重な時間をありがとうございました。

○委員長 説明ありがとうございました。それでは、質問、意見等をお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○永田公由委員 私は質問ではなくてですね、意見として申し上げたいんですが、私は集団的自衛権行使容認にも反対をいたしましたし、また、前回のその請願についても、撤回を求める請願に賛成をした議員として意見として申し上げたいことは、やはりここにも、今、野沢さんの説明にもあるように集団的自衛権を行使を容認するとすれば、当然憲法を改正してやるのが妥当であって、今まで個別自衛権、専守防衛という戦後70年、日本

の国はそれを国是としてきたわけですが、それを戦後70年たって、今、安全保障の環境が変わったからと言って、なぜ集団的自衛権が必要なのかということが私には理解できません。というのは、今まで全ての戦争は、日本が他国へ行って起こしている戦争であって、日本が攻められたり、侵略されたりしたことは、歴史上は多分一度もないと思います。それはなぜかと言えば、日本に資源がないからだというふうに私は考えております。そうした中で、なぜ日本の自衛隊が米軍を助けるために海外にまで行って武力行使をしなきゃいけないか。そのことは、到底私の頭の中では理解できないことであります。よって、私はこの請願は採択すべきだというふうに考えております。以上です。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員 私も採択すべきだというふうに思います。請願者の説明にあったとおりでありますし、それから昨年の集団的自衛権行使容認をする閣議決定は撤回しようという請願のときと、今、現状はですね、大きく国民世論も変わってきているというふうに思います。さっきの説明の中にもありましたが、憲法学者でありますとか、弁護士の皆さん、そして国民の多くの皆さんもですね、この、今政府がやろうとしていることに反対をしています。世論調査では8割を超える人が、今、今度の国会でこの法案を通さなくていいと、通しちゃいけないと、そういう立場で表明をしているわけであります。そういう中で、塩尻市議会だけが例外であるというふうには思いませんので、やはり多くの市民の意向を考えた場合には、塩尻市議会としてこの請願を採択して、国に意見書を上げるべきだというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 これを審査するに当たってね、長野県下の他市の状況を調べてあったら、お願いしたいと思いますが。

○委員長 事務局、どうでしょうか。

○議会事務局次長 それでは、今回の平和安全法制の整備に反対する請願ですが、県下19市のうち10市で、この6月定例会で受理をしています。その中で、きょう以降審査予定というところが9市、不採択が1市という状況でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 県下でも若干のばらつきが出ているようでございますが、今、この件につきましては、国の段階でも国会が延長してけんけんごうごうとやるという状況が続いている中でございますし、それから、やはり外交、防衛というのは、国の先験的な事項でも出るということで、私はできればこれは継続審査ということで、国の動向等をもう少し注視しながら判断してもいいんじゃないかというふうに思うわけでございます。

○委員長 今、継続という意見がございますので、まず先に継続するか、あるいは継続としないかを決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○柴田博委員 いいですか、意見。

○委員長 どうぞ。

○柴田博委員 私は、継続することには反対です。今、安倍首相がですね、国民にも国会にも言う前にアメリカの議会で8月までにはつくとって言ってきたやつを、今、やってるわけですね。多くの国民は、今、8月までにつくるといふことに対しては、それはだめだというふうに意思表示をしているわけですので、それで、その

結果を待ってからじゃ何の意味もないんで、今、やはり採択するにしろ、否決するにしろ、塩尻市議会として今の場面で意思を表明するようになったほうがいいと思いますので、継続じゃなしに、今ここで賛否をとった方がいいと思います。

○委員長 一応ですね、継続審査ということになりますと、そういう意見があった場合には、その段階で決をとらせていただくということになっておりますので、それで進めさせていただきます。

それでは、請願6月第2号平和安全法制の整備に反対する請願につきましては、継続審査とすることに賛成する委員の挙手をお願いをしたいと思います。

〔「挙手多数」〕

○委員長 挙手多数ということで、請願6月第2号平和安全法制の整備に反対する請願につきましては、継続審査とすることに決定いたしました。ということで、お願いします。

陳情6月第1号 戦後70年首相談話に関する陳情

○委員長 次に陳情の審査を行いたいと思います。それでは、陳情6月第1号戦後70年首相談話に関する陳情についてを審査いたします。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、陳情者から補足説明をしていただきたいと思います。お願いします。

○陳情説明者 説明の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。陳情自体は1枚もので非常に短いのと、それから、これ5月ということを出てまして、具体的には8月に首相談話の発表を検討をしていらっしゃる安倍首相に対して、これまでの首相談話の内容とともに日本が真の独立国になるために、外国の軍事基地、軍隊、施設を沖縄だけでなく日本の国内いかなる場所からも排除するというのを、世界に向かって表明していただきたいという趣旨のもので、一応意見書案をつけて提出をしました。安保法制の問題も含めてですね、原発の問題、沖縄の基地の問題、そういうものがどうしてなかなか、原発は3.11で随分被害も出て、いまだに苦しんでいらっしゃる方が大勢いてということで、もう原発はやめましょうというような方向になったというふうに思われたのですが、ここに来て、また原発の再稼働というようなことが行われようとしていますし、それから基地の問題についてもいろいろあれなんです、結局沖縄の負担が軽減できないというようなことが続いています。これは私だけではなくて、ここにも書きましたように、今では多くの方が理解されている根本的な原因は、やはりアメリカとの安保条約のもとに国内、特に首都圏にも基地があるということで、形としてはしっかりした独立国の形にいまだに、戦後70年たっても日本はそういう形になっていなくて、基本的にはアメリカとの協議と言いますか、アメリカの指示によっていろいろな日本の外交政策、軍事の政策等が押し進められているというような現状にあるので、ほかの問題も含めてあれなんです、まずは独立国として外国の軍隊、アメリカも含め全ての軍隊や軍事施設を国内から撤退をしていただいて、真の独立国としての形をきちんと整えるような形をとることをこの機会、戦後70年の首相談話という機会を捉えて、首相みずからが宣言をしていただきたいという趣旨で、意見書案をつけて提出をさせていただきました。それで、先ほどの安保のものもそうなのですが、これも国政の問題なのですが、なので地方の議会がどうのこうのっていう話は確かにあるのですが、いずれにしても若い世代がこういう問題に対して、地方の単位自治体がどういう考え方で、どういうふうになっているのをき

ちんと表明するということがないと非常に政治から無関心になってしまって、せっかくここでまた18歳から投票権があるんですが、いくら投票権の年齢を下げてもどんどん離れていってしまうというような現状があるので、ぜひ塩尻市としても塩尻市議会はこういう形で考えているんだということを、少なくとも意見書案としてっていうか、意見書として国のほうに提出していただきたいなあという、そういうこともありますので陳情させていただきました。どうもありがとうございました。

○委員長 どうもありがとうございました。それでは、質問、意見等についてお聞かせをください。どうぞ。

○永井泰仁委員 じゃあ、私の意見を申し上げたいと思いますが、日本は太平洋戦争で負けたことも事実でありますし、その後の日米との交渉によりまして、今日まで日米同盟が基準になってきたということですね、防衛費もかなりの間削減をされてきたという面もあるわけでございます。そして、戦後70年たってですね、今、日本を取り巻く環境を見ますと、何と言いましても中国の武力に訴える、そういう増強というのが目に余るということで、皆さんも御存じのように南シナ海、あるいは東シナ海の海洋進出、あるいは3,000メートルに及ぶ滑走路等々ですね、こういう軍備ですね、こういったものでありますし、国防費もですね、毎年中国は10%ずつ伸びているわけです。そして10年後には日本の7倍と、防衛費ですね、こういうことになりますと、とても日本1国ではこの周辺の事態、あるいは突然の有事には対応ができないのではないかというふうに思うわけでございます。いろんな考え方はあるかと思いますが、私はこれについてはですね、これまでのそれは功罪な部分はありますけれども、今、ここでもって日本が自分の国を守れるかという、なかなか竹島の問題にしても、尖閣列島の問題にしても、軍隊でもなく民間人がですね、そこへ上陸して取ってしまえば、日本からは絶対に攻めてこないとか、いろんな形の中で日本は、今、領土が脅かされている、あるいは生命の問題も出てくるという中で、私はこの陳情に対する日米の関係ですね、これを撤廃するようなことはとても無謀だというふうに判断して、この陳情に対しては反対を申し上げます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○副委員長 この陳情の要旨、内容についてはですね、よくわかる部分もあって、本当に日本が独立国としての生き方を選ぶならば、おっしゃる部分もあると思います。ただそれにはですね、やはり今の世界の中の状況を見たときに、日本としても戦力を持つのかどうかから始まって、きちんとした国民の覚悟っていうのができてないと思うんですね。先ほどの話もそうですけれども、基地もそうですよね、沖縄の基地の問題も沖縄だけに任せられているような感があるし、原発についてもですね、危険性とは言いながら今の生活の利便性になれてしまったら、それをなかなか判断できないというようなこともあって、先ほどの問題もそうですけど、やはり国民がきちんと腹をくくれる状態にならないと、安倍さんがこれを、70年を機会にして表明するっていうことは、国民を代表して言わなければおかしい話になってしまうわけで、そうした中でまだ国民の議論がしっかり尽くされてない、覚悟も決まってない中ではですね、まだ少し早いのかなと。この場でなくても、70年を契機でなくてもきちんとそういうことが決まってくれば、その段階で表明をすればいい話だと思いますし、ちょっと今回については、ですからもう少し時期をみたほうがいいのかというふうに思います。

○委員長 ありがとうございました。ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員 私は陳情者の言いたい趣旨はよく理解できますし、私もそういうふうに思います。ただ、余りにも大きな問題ですね、今、安保条約をなくせばそういうことは可能なわけですが、それについてもいろいろ

な議論がまだできていませんし、今の時点で戦後70年の首相談話の中で、そういうふうに言えっていうのはですね、ちょっと難しいところがあるんじゃないかなあ、というふうに思いますので、反対か賛成かって行くほうに問われれば趣旨は理解できるという、そういう立場であります。

○委員長 趣旨採択という意見ですね。ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 今、柴田委員、副委員長が言われたように、私もこの内容的なものについてはある程度理解はできます。というのは、東京、いわゆる1国の首都に外国の基地があるという国は、多分世界の中で日本だけだと思います。そういったことを考えてみると、確かに本当に日本は真の独立国かと言われたらちょっと疑問符がつくのも事実なんですけど、この首相の談話の中に、そういったことを私たちが要求していくっていうのは、ちょっと話が違うんじゃないかと。要はあくまでもこれは、首相が自分の考えを世界に向かって発信するのですから、やはりそこはもう安倍さんが自分できちんと考えてやればいいことであって、我々がとやかく言うことではないという考え方です。この陳情については、私は不採択とすべきだと思います。

○委員長 中原委員さん、済みませんが、何か御意見をいただければありがたいですが。

○中原巳年男委員 私も今の世界というか、アジア情勢を見る中でいくと、この首相の70年の談話の中で、今、要求されている、今までの首相談話を優先というような話がありますけども、その当時と今とはまた、アジアの情勢も大分変わってきてますので、私は今回の首相談話については、やはり首相の判断の中で、国1国の総理大臣として判断して当然談話を出すと思いますので、それを今、我々がここで、ああだこうだということじゃなくて、首相の談話を尊重したいということで、私としては、これは不採択でどうかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。一通り意見が出ました。今の御意見の中では、趣旨採択という方もおられましたので、まず趣旨採択に賛成か反対かということで決をとりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、趣旨採択に賛成という方は、挙手をお願いします。

〔「挙手少数」〕

○委員長 挙手少数ですので、次に不採択ということで確認をさせていただきたいと思いますが、挙手をお願いいたします。

〔「挙手多数」〕

○委員長 ありがとうございます。挙手多数ということですので、この陳情の6月第1号戦後70年首相談話に関する陳情につきましては、不採択ということで決定をさせていただきます。

陳情6月第3号 「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情

○委員長 それでは、次に陳情6月第3号「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情について、お願いしたいと思います。これにつきましても、事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、陳情者から補足説明をしていただきたいと思います。

○柴田博委員 もう1回同じことをやるの。さっきの請願と中身は一緒じゃん。

○委員長 それじゃ、そういうことで、それじゃ確認させてもらうということでもよろしいですか。

○柴田博委員 いやいや、いいけど、どういうふうにする。こういう場合はどうすりゃいいの。

○委員長 ただ、全く同じっていう感じじゃないもので、どんなものでしょうか。

○永井泰仁委員 趣旨はほとんど同じ内容だからさ、だで、さっきのところへ聞いて。

○柴田博委員 事務局で確認して。事務局、こういうときは、どうしたらいいかな。

○陳情説明者 一応、趣旨説明に来たので、一応、時間いただければうれしいのですが。

〔「してもらえば」という声あり〕

○委員長 そうですね。それじゃ、陳情者から補足説明をしていただきたいと思います。申しわけございませんが、簡潔にお願いを申し上げたいと思います。

○陳情説明者 ありがとうございます。それで、先ほどの陳情とダブる部分が多いということなので、ちょっと事前に私のほうから確認なのですが、先ほどのは継続審議という形になったと思われるのですが、具体的に継続審議というのは、これに対して、以後どういう形で処理がされるかということ、また後で教えていただければと思います。

それから、趣旨説明に呼ばれたのですが、趣旨説明に呼ばれた者に対しては、事前に資料がなかったので、どのようなところがダブっていて、どのようなところが違うのかというのが、事前にわからなかったので発言をさせていただきました。そういうふうに言われると、全体の趣旨としては同じなので、結論としては継続審議になるのかなというふうには思われますが、一応、そういうことで、ここでは「安全保障関連法案」の撤回と廃案を求める意見書をこちらのほうから出していただきたいという趣旨で、私は説明に来ました。それで、先ほどの1件前の案件と同じように、これは先日もあれなんです、憲法審議会のほうで実際に憲法違反であるというふうな意見が出されたものに対して、粛々と審議はされているようですが、議員の皆様も御存じのとおり、日本には憲法裁判所という制度がなくて、実際にはこういう具体的でない案件に関しては、違憲かどうかという審議するところがないというのが、憲法の委員会でもやられましたが、そういう現状であります。そういうことで与党の側では、基本的には違憲ではないというような話をされていますが、一般の者が聞いても、特に子供たちが聞いても、何で学者が3人そろって違憲だと言っているものが、憲法違反に問われないのかっていうことが全然わかりません。なので、先ほどの案件でもそうなのですが、やっぱりみんなが納得ができるような形のをきちんと国で審議をして通していただきたい。そういう意味でも撤回・廃案を求めます。子供たちに理解がしっかりできるような形のを審議をしていただきたいという意味で、塩尻市のほうからも、そういう意味でも、きちんと国のほうに、そういう趣旨で意見書が出ましたということで、上げていっていただければと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質問だとか意見も含めてどうでしょうか。

○柴田博委員 さっきの請願とほとんど一緒なわけだから、違う結論が出ようがないじゃん。

○委員長 一応、御意見を。先ほど福澤さんもおっしゃられましたようにですね、ここへ来るまでは、そういう方向になるということは、ということですので、一応、御意見を。いや、もう継続でいいっていうなら、そういうことでお願いします。

○柴田博委員 委員長のやり方として、逆にそういうやり方でいいわけですか、だって。さっき出た、そういう結論が出て、それに賛成する、反対する、両方あるけれども、そういう結論になっているのに、これだけまた違

う結論になってしまうかもしれないようなことをやっていいわけ。

○委員長 わかりました。済みません。今、御指摘あったようにですね、確かに内容はほとんど同じだと思えますので、そういうことになりますと、先ほど採決をさせていただきました継続審査ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。そういうことで、よろしく願いいたします。

陳情6月第4号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

○委員長 それでは、次にですね、陳情6月第4号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情について、お願いをしたいと思います。それについて、審査をいたします。これも事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、陳情者から補足説明をしていただきたいと思います。

○陳情説明者 連合松本で事務局長をしております木下と申します。今日は機会をお与えいただきまして本当にありがとうございます。ふなれでございまして、なかなかうまくできないと思いますが、よろしく願いいたします。

当日お持ちをいたしました補足資料をもとにですね、簡単にお話をさせていただきたいと、こういうふうに思います。まず、公的年金の現状に関してということで項目を起こしてございますけれど、もう議員の皆さんですので、釈迦に説法をするつもりはございませんけれども公的年金がですね、世帯収入の7割を占めているというのが高齢者の現状でございます。全体で捉えてもですね、国全体でいきますと26%の家計収入を年金が占めております。そんな状況でございます。

公的年金の全体の財政状況でございますけれども、2014年度の予算ベースで見ますと、保険料が34.3兆円、給付が53.9兆円と。ですから、この53.9兆円のうち国庫負担は11.8兆円でございます。保険料で不足する部分については、積立金の運用で賄っているというのが現状でございます。ちなみに、この積立金の額につきましてはですね、約昨年ベースで見ますと162兆円ございまして、厚生年金・国民年金で132兆円、この分を独立行政法人のGPIF、Government Pension Investment Fundの略だそうなんですけれども、こちらのほうで運用を行っております。ただ、公的年金のうちの共済年金につきましては、現在はですね、国家公務員共済が約7.3兆円、これは財務省の所管になります。それから地方公務員共済の関係が18.9兆円、これについては総務省。私立学校共済については3.8兆円ございますけれども、これは文科省がそれぞれ管轄しておりますので、GPIFでの現在での運用は行っておりません。

そのGPIFでございましてけれども、昨年の10月31日に基本ポートフォリオ、要するにこれは積立金の運用比率って言ったらいいんでしょうかね、どういう形で運用するのかっていう比率をですね、変更してございませぬ。きょうお配りさせていただいた部分をごらんいただければと思いますけれども、GPIFはですね、2013年6月6日以前、国内債券が67%だったものを、昨年の10月31日35%になりましたと。以下、

国内株式、外国株式の比率をですね、25%ずつに変えまして、株式運用が約半分というような形で運用比率は変更してございます。じゃあ、ほかの資金運用がどういふふうになっているのかという部分になりますけれども、1例として国家公務員の共済のポートフォリオの変更について、本年の春の部分をつけてございますけれども、これについては、本年の10月からですね、年金統合等々を踏まえてGPIFと同様の内容に変えてきてございます。これもまた資料をごらんになっていただければ、おわかりになるかと思えます。

ちなみに、年金積立金の運用に関しましてはですね、法的には厚生年金法の79条の2ということで書かせていただきましたけれども、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な視点から、安全かつ効率的に行うということが定められております。また、国民年金法でも同様の定めがございます。ちなみにGPIF、独立行政法人の積立金運用の関係でも、年金積立金の運用が市場、その他民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本として運用をしていくということも法に定められております。

あともう1つ、日本再興戦略、これ閣議決定をされた内容でございますけれども、これを見ますとですね、年金積立金に関しまして、成長への投資、日本経済に貢献し、経済の好循環にもつながるといふ閣議決定をしてきた経過がございます。

そんな関係でですね、表題に付随します問題点として、今の現状で我々が捉えている問題点について申し上げてまいりたいと、こういうふうに思っております。まずは、専ら被保険者の利益のため、これが決められていることですが、経済成長のために運用の見直しを掲げてきているという経過と言いますか、そういうところに非常に不安を持っているところでございます。

それから、内容の問題点としましてはですね、リスク性の高い資産の割合が非常に高くなってきておりますので、それについても心配だなあと、こういうふうに思っております。

それから、進め方の問題点としまして、要するに保険料の拠出をしておりますですね、我々被保険者、それから企業や何か当然保険料を半分負担しておりますので、そういったものに対する十分な説明を欠いたままの変更ではないかというところについて、非常に疑問を持っているところでございます。

もう1つGPIFのですね、ガバナンスの問題点というのがございます。1つが、こちらの独立行政法人についてはですね、独任制体制ということがございます。理事会で協議をして合議制で対応するのではなくて、理事長の独任制になっておりますので、ここについては改めていってほしいなあといふふうに思っております。それからもう1つが運用委員会の委員につきましては、法によってですね、厚生労働大臣が学識経験者の中から任命をするということになっておりまして、これではですね、ステークホルダー、要するに保険料を支払っている者の代表が必ずしも入らないという法的な内容になっておりますので、これについて、当然保険料を払っておりますし、被保険者の代表者なり、そういった者が必ず入るような形になっていくのが本来的ではないかと、こういうふうに思っております。それから、もう1つが同様にですね、年金積立金管理運用会議というものが催されておりますけれども、これについても、委員については学識経験者ということになっておりまして、これについても同様の部分がありますとともにですね、非公開という形になっておりますけれども、公開するのは非常に難しい部分があるということも承知しておりますけれども、これも含めてですね、透明性を持った対応をしていただきたいというようなことを中心に捉えまして、陳情させていただいております。

一言で言いますと、最後に書いておりますけれども、保険料拠出者である労使代表が参画をして、確実に意見反映ができるガバナンス体制、これをですね、ステークホルダーの参画の下、合議制によって意思決定をする仕組みをぜひつくっていただきたいと、こういうことをですね、意見書として提出していただければなあというふうに思っているところでございます。

意見書の決議案について添付させていただいておりますけれども、これは当初お出しした内容でございます。最後のほうに1番、2番、3番と3つの項目に分けさせていただいておりますけれども、まずこれが胆だと思っておりますので、1番については、要するに法に基づいて、専ら被保険者の利益のために運用をしていただきたいということ。それから運用をされたものが毀損する可能性があるんで。

○委員長 済みません、簡潔にお願いいたします。

○陳情説明者 はい。責任をですね、

○柴田博委員 今の、その資料が配られてないので。

○陳情説明者 そうですか。意見書を。

○委員長 それじゃ、意見書を配ってください。

○永井泰仁委員 そうだね、先に配っていいならね、見ながらちよつと。

○陳情説明者 私のほうで、用意してありますので。

○委員長 あります、あります。同じもんだよね。

○陳情説明者 申しわけございません、最後のほうに1、2、3とありますけれども、一言で言うと言って言ったおかしいですけど、1番については、専ら被保険者のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用をしてもらいたいということが1つです。それから、もう1つが2番目になりますけれども、運用の責任の所在が明確になっておりませんので、これについて明確にさせていただきたいということでございます。3番についてはですね、GPIFにおいて、ステークホルダーが参画して確実に意思反映ができるガバナンス体制を構築していただきたいということです。最後につけ加えになりますけれども、運用がうまくいかなくて毀損をした場合にどういう状況が起きるかっていうと、国等々がそれについて責任をもって財源を確保するということになっておりませんので、それから考えていきますと、年金積立金が運用をうまくいかなかったときには、年金そのものが減るか、保険料がふえるかっていうようなことになってしまうので、そういうことがないように、ぜひガバナンス体制を含めましてですね、責任体制を明確にし、安全かつ確実な運用をしていただきたいという旨の決議をいただけたらと思ひまして、陳情をさせていただきました。少々長くなりました、申しわけございません。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質問だとか、御意見お伺いをいたします。どうぞ。

○永井泰仁委員 結論から申し上げますと、この陳情の採択に賛成ということでございます。高齢化になって、仕事をしたくてもなかなかできないということで、本当に生活に直接影響してくる問題でございますし、それから、これらの掛金等々ですね、若いときから期間をかけて協力してきたということと、それから、やはりこの運営もですね、適正で効率的、そしてまた責任の所在もですね、ある程度きちっと持てるような運営体制でしっかりとやはり運営をしていってほしいということで、これらの懸念される点については、もっともだというふうに理解をしまして採択に賛成であります。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員 質問ですけれども、最後の3つの項目の中の真ん中の2の一番最後に、責任の所在を明確にすることってあるんですが、具体的に例えばどこに責任を負わせるようにしたらいいというふうにお考え、もしありましたらお聞かせください。

○陳情説明者 非常に難しい話になりますけれども、一応ですね、保険者は厚生労働大臣ということになっております。ついてはですね、まずはGPIFというところで運用をしますので、その運用委員会がきちんと責任を持つことが大切だと、こういうふうに思っております。今、今後のガバナンスについて厚生労働委員会や何かでも話をしておりますけれども、例えば運用をするところについては理事会で決めるのではなくて、理事会の専権事項なんですけれども運用委員会にですね、権限も含めておろすというような論議がされております。そうするとトップや何かがかかわらずに下に投げるような形になってきますので、そうしてくると余計大変なことになっております。今、まさに論議されてる最中でございますんで、どういうふうになるかわかりませんが、もしそういうことが可能になってきますと、今度運用委員会というのは専門家ですとかですね、実際に証券運用をされている専門家の方々が入っていらっしゃいますので、じゃあ全体の責任がとれるかというとなかなか難しいってということもあると思いますので、そういう点で、理事会なり、理事長なり、もしくは厚労大臣がきちんと責任とれるような、責任の所在を明確にさせていただきたいという意味でございます。お答えになりませんが、申しわけございません。

○柴田博委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 私もこれは採択して、ここに書かれていることはもっともだと思いますので、いいと思います。特にですね、私は、実は商売をやっているときに全国酒販組合の中央会が、我々その小売屋から積み立てを集めて、それで運用をして将来酒販の年金としてくれるということでやったときがあったんです。そのときに、実は一個人、要するに当時の中央会の事務局長が独断で日本信託銀行で運用してたのを外国ファンドに任せましたね、ものすごくもうかるからということで。そしたら、その外国ファンドが大仕掛けな詐欺集団であって、何百億円という積立金が瞬く間に消えてって、結局その理事長は自分では2億円くらいの謝礼をもらってどろんしようとしたんですけど逮捕されて、ただ一銭ももう我々小売屋には返ってこなかったという苦い経験がありますんで、ここにもあるように外国株式とか、外国債券をふやしているんだけど、国自体倒産するような国も出てくる現状の中では、こういったところに余り投資をしなんで、やっぱり国内の中できちんと回していくべきだという考えがありますので、私はもっと強い意見書でもいいような気がするくらいですんで、採択にさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかにはどうでしょうか。それでは、今、御意見をお伺いした中では、採択という意見だけだったと思いますけれども、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、意見書の内容について、ただいま説明があったわけですが、これについては。

○永田公由委員 いいわ、後は一任するわ。

○委員長 じゃあ、正副委員長に一任する。

○柴田博委員 いいんですけど、なるべくわかりやすい言葉を使っていただくようにお願いします。

○委員長 それじゃ、そういうことでお任せをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございました。

これで、一応請願と陳情につきましては終了しましたが、これで閉じちゃっていいですね。

○陳情説明者 済みません、先ほどの、私2件目のときをお願いしたんですが、継続審議という形になったのですが、この案件については、今、審議中でありますしするので、実際に継続審議というふうになったものに関しては、今後どんな取り扱いで。また次回の委員会のために、こちらのほうから状況にあわせて提出をし直さなければいけないのか。それとも、そうでなくて、次回のときに審議をもう1回して、あれして呼んでいただけるのか、そういうところをちょっと。さっき事務局と言ったんですが、事務局でも委員会代表してでも結構ですが、教えてください。

○委員長 それじゃ、事務局のほうから説明をお願いします。

○議長 後で個別でいいよ。ここでやらんだって。

○委員長 それじゃ、済みません、福澤さん、あとで事務局のほうでお話させていただきます。

○陳情説明者 はい、よろしくをお願いします。

○委員長 以上をもちまして、総務生活委員会を閉じたいと思います。よろしくお願ひいたします。

申しわけございません、市のほうから。

閉会中の継続審査申し出

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願ひをいたします。本委員会が所管する企画政策部、市民生活事業部、総務部において、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願ひする場合がございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長 今、継続審査の申し出がありました、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それじゃ、そういうことで、継続審査ということで、お願ひします。

理事者挨拶

○副市長 一言御礼の御挨拶を申し上げます。慎重審議をしていただきまして、提案を申しあげました全ての議案に対してお認めをいただきまして、ありがとうございました。御礼を申しあげて御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副委員長 それでは、引き続き視察のほうをお願いしたいと思いますので。

○永田公由委員 時間何時。

○副委員長 じゃあ、2時に下のほうへお集まりいただきますようにお願いします。正面玄関へ。

○委員長 支度はこんな感じでいいんかい。

○副委員長 支度は普通の格好で、この格好で結構です。

○委員長 以上をもちまして、総務生活委員会を終了いたします。御苦労さまでございました。

午後 1時49分 閉会

平成27年6月18日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 横沢 英一 印